

## SuperCSI 運用連絡会 会員規約

### 第 1 条（名称）

本会の名称は、「SuperCSI 運用連絡会」とする。

### 第 2 条（目的）

SuperCSI ネットワークを利用した教育・研究における安定かつ充実したネットワークの利活用を目指すとともに、地域におけるネットワークの技術・利用に関する啓発・普及等ネットワークコミュニティの健全な発展へ向けた活動を行うことを主な目的とする。

### 第 3 条（活動内容）

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行うこととする。

- （ 1 ） SuperCSI ネットワークサポートセンターとの各種調整、情報交換
- （ 2 ） 学術・研究用ネットワーク運営団体等との各種調整、連携
- （ 3 ） その他、本会の目的を達成するために必要な活動

### 第 4 条（会員）

会員とは、次の各号のいずれかの要件を満たし、上記第 2 条の目的に賛同し、会長が入会を承認した個人とする。

- （ 1 ） SuperCSI ネットワーク接続組織の技術連絡担当者、およびその関係者
- （ 2 ） 会員の推薦する個人

### 第 5 条（会員情報の取扱い）

1．本会は、入会等の手続きにより知り得た会員の個人情報を、会員への連絡その他本会の運営、管理のために必要な範囲内に限り利用するものとする。

2．本会は、入会等の手続きにより知り得た会員の個人情報を、以下の各号の場合には第三者へ開示、提供できるものとする。

- （ 1 ） 当該会員の同意がある場合。
- （ 2 ） 裁判所の令状に基づき開示を求められた場合。
- （ 3 ） 個人情報の保護に関する法律及びその他の法令に基づく場合。

### 第 6 条（会費）

本会の会費は無料とする。

### 第 7 条（重要事項の決定）

規約の変更、ならびに役員を選任、その他本会の運営に関する重要な事項の決定は、会員の過半数の賛成により成立するものとする。この場合電子メール等の電子的手段にて代用することができるものとする。

第8条（役員および事務局）

- 1．本会に役員および事務局を置く。
- 2．役員は次のとおりとする。
  - （1）会長 1名
  - （2）副会長 1名又は2名
- 3．役員は無報酬とする。
- 4．事務局は本会の事務を処理する。

第9条（役員の任期及び職務）

- 1．役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2．会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 3．副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

第10条（免責）

本会は、会員に対し適宜情報提供等を行うが、それにより責任を負うものではない。

付則

- 1．本規約は2007年12月1日より実施する。
- 2．本規約は2008年10月24日より実施する。
  - 2008年10月24日時点の役員および事務局は別途定めるものとする。